

「三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業」の優先交渉権者選定基準に関する質問への回答

No.	頁	1	(1)	ア(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	10月15日回答	10月16日以降回答
1	2	3						審査の進め方	審査に「現地調査」も含まれているが、具体的に何を審査されるのでしょうか。	後日回答する。	現地調査は、競争的対話と一体を成すものとして位置づけられたものであり、現地調査を踏まえたうえで、競争的対話にて応募者からの意見に対する採否を審査するものである。 「3 審査の進め方」の冒頭文については、左記指摘の誤解を招く表現であることから、「審査は、参加資格審査、予備的審査、現地調査及び競争的対話、提案審査からなり、以下の図1に示す手順で実施する。」に記載を改める。
2	2	3						基礎審査後の失格	基礎審査において軽微な不備等が認められた場合、直ちに失格とされるのではなく、応募者に改善の機会(品確法第17条)が与えられるものと理解してよろしいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。	
3	3	4						審査結果の公表	「参加資格審査、予備的審査、提案審査の審査結果については、各応募者へ個別に通知する。また必要に応じ結果の概要について市のホームページにて公表する」とありますが、附帯提案事業及び任意事業に関する予備的審査結果については各応募者に個別に通知するのみとし、公表は控えて頂きたいです。	(個別対話の議題において回答)	
4	5	1						表3-1	予備的審査における確認内容について、「市の政策や社会通念上の公序良俗に反していないこと」とありますが、附帯提案事業についてもこの点のみをご確認いただくということでしょうか。その他確認事項があれば早めにお示しください。	左記、認識のとおりで問題ない。	
5	5	3	1					予備的審査	実施可否を判断するとのことですが、できる・できないだけの判断でしょうか。可否判断の根拠等を通知頂けると有効な提案につながります	(個別対話の議題において回答)	
6	7	2						基礎審査	基礎審査を通過した後は失格は無いとの理解でよろしいですか。	後日回答する。	総合審査における精査の過程で、明らかな要求水準書の未達や『「運営権対価」、「利用料金削減額」及び「改築費削減額」の設定』に契約を締結し得ない明らかな不備があった場合等を除き、基礎審査後の失格は想定していない。
7	8	第5	3	(2)				市財政負担軽減に向けた取り組みの評価(改築工事費縮減効果の評価)	評価項目の価格要素合計値には、「改築費削減額×0.5の現在価値」が考慮されます。一方で、ストックマネジメントに関する事項では、改築工事の平準化が評価の対象となっています。工事費縮減額の現在価値が最大となることと、工事費の平準化ではどちらの評価が優先されますか。また、平準化の評価にあたり、1年あたりの改築費の上限はありますか。	(個別対話の議題において回答)	
8	8	第5	3	(2)				市財政負担軽減に向けた取り組みの評価	本事業において、運営権対価と利用料金削減額の原資は改築費以外のコスト縮減であると考えます。また、運営権対価と利用料金削減額については計算式を拝見すると差異がありません。さらに評価の視点では、「運営権対価」及び「利用料金削減額」の考え方が現実的であり、適正であることが求められていることから、この点においても差異がありません。応募者としては、このような書き分けが難しい提案は好ましくないと考えますが、貴市のお考えをご教示ください。	(個別対話の議題において回答)	

No.	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	10月15日回答	10月16日以降回答
9	8	3			(2)				市財政負担軽減に向けた取り組みの評価	「市財政負担軽減策及び根拠が現実的であり、効果が期待できるものである場合に限り、提案された価格要素に対し評価を行う」とありますが、軽減策及び根拠が現実的でない場合、表5-2に基づいた得点は0になると理解して良いでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。	
10	8	3			(2)				価格要素の評価	「効果が期待できるものである場合に限り」とは、期待されない価格要素は評価にならない(カウントされない)ということでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。	
11	8	3			(2)				価格要素の評価	負担軽減額比率(当該応募者の価格要素合計値が応募者の価格要素合計値のうち最高値に占める割合)が、0.75超過、1以下であるなら、評価はAで、採点については配点(30点)×1.00=30点になるという理解で宜しいでしょうか	当該負担軽減額比率が0.75超過、1以下である場合の採点の考え方については、左記、認識のとおりで問題ない。	
12	9								別表1 評価項目と評価の視点及び配点	当該施設の管理経験者を配置することで、技術的達成の担保や費用対効果への寄与が可能であり、高い評価が得られるとの認識でよろしいでしょうか。	具体的な記載内容によるが、高い・低いは別として、評価の対象となり得る。	
13	9		別表1						財務管理	本評価事項に該当する提案様式は様式19ですが、ここで記載が求められている内容は「利用料金設定割合の改定協議における発意に至るプロセス、利用を予定している指標など」となっています。当該評価の視点において、どのように評価されるかご教示ください。	後日回答する。	「利用料金設定割合の改定協議における発意に至るプロセス、利用を予定している指標など」については、実施契約書(案)第46条第4項の(2)及び(3)号の記載について、提案を求めたものである。本評価については、優先交渉権者選定基準別表1の財務管理に関する評価の視点に則り、「収支計画」に関し適切な計画がなされるよう、物価等の社会的要因変化に対し、資金ショートリスク等に対する適切なヘッジとなっているか、事象発生時の収支が図られているか等を考慮し評価を行う可能性がある。
14	10		別表1						保険適用	貴市が現在加入している共済(全国市有物件災害共済会等)、損害保険(民間)の有無、そして、もし、加入されている場合には、その内容(担保範囲、保険金額)および、事業期間中の加入予定について、可能な範囲で確認させていただきたく。	(個別対話の議題において回答)	
15	10		別表1						保険適用	運営権設定対象施設に、貴市が付保される共済の対象となる物的損害が発生した場合には、運営権者が修復する際、共済を適用させていただけるという理解でよろしいでしょうか？	運営権者側の善管注意義務のもと、市が契約している保険の契約条項に照らし合わせ、適用し得るものであると当該保険会社が認めた場合において、当該保険適用が可能となる。	
16	11		別表1						ストックマネジメントに係る検討	ストックマネジメントの検討において、工事の平準化が評価の対象となっている一方、市の財政負担軽減に向けた取り組みでは、現在価値換算での改築費削減額が評価されています。同時に成立しない内容であることから、それぞれの評価の関係性についてご教示ください。	後日回答する。	ストックマネジメントに係る検討において工事費用の平準化は、市の支出の観点から当然求められる要件となる。そのうえで、全体的な費用削減への取り組みを評価するに当たり、「運営権対価」及び「利用料金削減額」と合わせて、基準を一にするため現在価値化を行ったものである。市は、ファイナンス上の基本的な考え方として、事象に応じた条件のもと、現在価値化を図るべきであると考えている。この考えのもと、本措置は、制約条件付き費用負担の現在価値化を行ったものである。
17	11		別表1						ストックマネジメントに係る検討	「汚水量の低減を見込んだ、効率的なダウンサイジング化」とありますが、提案可能な内容や範囲についてご教示願います。	後日回答する。	ダウンサイジングについては、市が積極的に提案を求めるものであるが、提案内容については、各社の創意工夫を求めるものである。

No.	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	10月15日回答	10月16日以降回答
18	11								別表1 評価項目と評価の視点及び配点	ストックマネジメントに係る検討では、人口減少等に伴う汚水量の低減を見込んだ、効率的なダウンサイジングが図られているかとあります。これはダウンサイジングを前提とした提案は必須であり、これまで公表されているコンセッション推進に向けた施設情報整備調査業務委託の報告書などの情報から、提案をすることの理解でよろしいでしょうか	後日回答する。	ダウンサイジングについては、市が積極的に提案を求めるものであるが、提案を必須としているわけではない。あくまで、評価の視点における加点要素として設定したものであり、提案がないものに対しては当該加点を行わないだけである。また、提案に当たっては、「これまで公表されているコンセッション推進に向けた施設情報整備調査業務委託の報告書などの情報」をもとに提案をすることで問題ない。
19	11								別表2 評価の視点	「汚水量の低減を見込んだ効率的なダウンサイジング」が評価される視点となっているが、雨天時における汚水量の増大への対応の視点についてはどのように考えているのでしょうか。	後日回答する。	ダウンサイジングについては、市が積極的に提案を求めるものであるが、提案内容については、各社の創意工夫を求めるものである。
20	12		別表1						改築全般	「その他、技術、政策上の視点から評価し得る特筆事項」とありますが、政策とは国や貴市の政策を指しているのでしょうか。具体的に想定されている視点があれば例示願います。	具体的な想定があるものではなく、評価の視点に掲げた具体的な評価の視点に該当するものではないが、有益と思われる提案について評価するものである。	
21	12		別表1						改築全般	改築を行うにあたっての課題を整理するため、貴市のご開示頂く資料をもとに場所等詳細を把握する必要があります。今後ご開示頂く資料の内容(募集要項の別紙7)をもって入札者が把握できるという理解で宜しいでしょうか。または別途開示をお願いする必要が生じた場合、要望の機会は資格審査後と理解で宜しいでしょうか。	改築対象施設の場所は、開示資料で把握できる。開示依頼については、随時受け付けている。	
22	12								別表1 評価項目と評価の視点及び配点	「別紙1 評価項目と評価の視点及び配点」には評価項目として「附帯提案事業」及び「任意事業」が記載され、それぞれ配点されています。従いまして、「附帯提案事業」及び「任意事業」は、いずれも必須提案対象項目であり、提案ないときは失格となるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	「附帯提案事業」及び「任意事業」の提案がないことを理由に失格にはならない。	
23	12								別表1 評価項目と評価の視点及び配点	3 一般要素(その他)に関する事項 附帯提案事業について、募集要項では「優先交渉権者として選定された応募者からの提案内容を踏まえて、運営権者の実施義務を定めるものとする」示されています。仮に、点数取得のみを狙い実現可能性が低い提案を行い、貴市がこの応募者に優先交渉権を与えてしまった場合であっても実施義務は優先交渉権者選定後であるため、予備的審査(提案概要書)のみでは不誠実な提案の排除にはならない(提案概要書は実施義務を拘束するものではないとの理解です)ものと考えます。本件に関する貴市のお考えをご教示ください。	(個別対話の議題において回答)	
24	12		別表1						一般的要素(全般)に関する事項(市財政負担軽減に向けた取り組みについて)	最低制限価格の設定は必要と考えます。	(個別対話の議題において回答)	
25	12		別表1						一般的要素(技術)に関する事項(改築工事全般における評価)	別表1の改築全般の評価視点にある「改築を行うに当たっての重要事項、課題、解決方法」とは、現施設の課題を改築(設備交換)により解決することではなく、改築工事の施工に関する重要事項や課題の解決方法と理解します。	(個別対話の議題において回答)	

No.	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	10月15日回答	10月16日以降回答
26	12		別表 1						ストックマネジメントおよび改築工事全般、附帯提案事業における評価	「低環境負荷機器」や「運営費縮減を目的とした効率的設備」を導入する場合、その設備の選定過程がストックマネジメントの考え方と照らして適切でありLCC効果があることを様式24に記載し、その設備の施工における工夫を様式25に記載するものと考えます。さらに、この改築が附帯事業として認められる場合には、その運用と効果について様式27に記載します。以上の理解でよろしいでしょうか。	(個別対話の議題において回答)	
27	13								別表1 評価項目と評価の視点及び配点	3 一般要素(その他)に関する事項 任意事業について、募集要項及び優先交渉権者選定基準においても実施義務があるように読み取れません。仮に、点数取得のみを狙い実現可能性が低い提案を行い、貴市がこの応募者に優先交渉権を与えてしまった場合であっても実施義務は無いとの理解でよろしいでしょうか。本件に関する貴市のお考えをご教示ください。	(個別対話の議題において回答)	
28	12		別表 1						一般的要素(全般)に関する事項(市財政負担軽減に向けた取り組みについて)	経営的に理屈が通っている場合は、先行投資の意味合いでの単年度のマイナス事業収支があっても評価に影響しないでしょうか。		左記、認識のとおりで問題ない。